職場代議員 様 自治労団体生命共済加入者 皆様

鳥取市役所職員労働組合 執行委員長 中林 春樹

新型コロナウイルス感染症に関する団体生命共済金請求の取り扱いについて

日頃より自治労共済にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症で影響を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げますとともに被患されている組合員・ご家族の方におかれましては、一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に関する団体生命共済請求の際は、「感染の事実および療養期間がわかる、医療機関や保健所・自治体等から発効される証明書類」の提出を求めています。その証明書類としては、医療機関や保健所等が発行するもののほか、My HER-SYS の療養証明書も利用が可能です。

鳥取県東部での感染拡大の影響により、共済・保険等の請求に必要な書類の発行等の業務における組合員の業務負担が増大してます。

そこで、組合員の業務負担軽減のため、共済請求の際には、可能な限り My HER-SYS の療養証明書の利用にご協力いただきますようお願いいたします。

別添の My HER-SYS で療養証明を発行する方法と併せて、組合員(管理職含む)の皆様 へ周知をお願いいたします。

記

1. 請求に必要な書類

新型コロナウイルス検査の結果が陽性で、入院による治療が必要であったにも関わらず、医療機関の事情などにより、臨時施設(病院と同様とみなせる施設)に入所もしくは自宅にて療養した場合、「感染の事実および療養期間がわかる、医療機関や保健所・自治体等から発効される証明書類≪下記の(1)、(2)のいずれか≫」が必要です。

- (1) 感染の事実がわかる公的機関発行の書類
 - 医療機関発行の証明書
 - ・保健所等が発行する通知書
 - ・就業制限通知書など

(2) My HER-SYS の療養証明書

自宅またはホテルなど宿泊療養施設での療養期間が厚生労働省の療養解除基準に準じた期間の範囲(自宅療養の期間が10日以内)である方は、My HER-SYS の療養証明書表示画面のスクリーンショット・キャプチャーを印刷することで療養証明書としてご利用いただけます。(別紙参照)

2. 留意点

支払認定のため、疑義や必要がある場合は追加書類の提出をお願いすることがあります。「新型コロナウイルス感染症」に関して、上記と異なる取扱いが必要とされる場合は、あらためて周知を行います。

3. その他

共済金請求対象者の方は、請求書等書類を送付しますので組合書記局までご連絡 お願いします。請求対象期間は、3年間です。

ご不明な点等ございましたら組合書記局までお問い合わせください。

お問合せ先:組合書記局 書記 福田信江

TEL 0857-20-3399 内線 89-7972